

建設工事入札参加に当たっての留意事項

八 幡 市

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、八幡市財務規則、八幡市競争入札心得、八幡市建設工事等電子入札運用基準等の他、次の事項に留意してください。

1 技術者等の適正配置について

建設業法等に規定している次の事項を遵守してください。

- (1) 請負金額が 4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という）を配置しなければなりません。

ただし、次の①又は②について、それぞれの要件を全て満たしている場合は、監理技術者等の兼任が認められます。

なお、兼任する各工事において、①と②をそれぞれに活用して兼任することはできません。

① 専任特例 1 号（ICT 活用による兼任）

- ア 請負金額は 1 億円（建築一式の場合は 2 億円）未満
- イ 兼任する工事は 2 現場まで（現場間の移動が概ね 2 時間以内で可能な現場）
- ウ 下請次数は 3 以下
- エ 工事現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置
- オ 遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置
- カ 兼任する各工事現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置（土木一式工事及び建築一式工事の連絡員については、当該工事と同業種工事の 1 年以上の実務経験を有する者）
- キ 人員配置を示す計画書の作成及び保存

② 専任特例 2 号（監理技術者補佐の配置による兼任）

- ア 兼任する工事は 2 現場まで（現場間の移動が概ね 2 時間以内で可能な現場）
- イ 兼任する各工事は公共工事
- ウ 兼任する各工事現場に専任の監理技術者補佐を配置

専任特例 2 号については、監理技術者を配置する場合にのみ活用することができます。

（主任技術者の場合は活用できません。）

- (2) 請負金額が 4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）未満の建設工事を施工するに当たっては、複数の工事現場で、同一人が監理技術者等になることができます。（以下「非専任工事」という）

ただし、(1)①の専任特例を活用した工事現場の監理技術者等との兼任をする場合は、非専任工事についても、(1)①専任特例 1 号のイ～キの要件を満たす必要があります。

また、市がその職務を適正に遂行できないと判断した場合は、速やかに他の技術者等を配置しなければなりません。市の指示に従わない場合は、契約を解除したうえ、指名停止措置を受けることとなります。

- (3) 下請契約の請負代金の合計が 5,000 万円（建築一式の場合は 8,000 万円）以上となる場合については、監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）を配置しなければなりません。

なお、配置する監理技術者に係る次の資料を提出してください。

ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

イ 監理技術者講習修了証の写し（アの裏面に講習修了履歴の記載がある場合は不要）

- (4) 営業所における技術者は、次の①～②(ii)の場合、それぞれの要件を全て満たしていれば、監理技術者等と兼務することができます。

① 専任の監理技術者等が必要な工事

（請負金額 4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）以上の工事）

ア 当該営業所で契約を締結している

イ 請負金額は 1 億円（建築一式の場合は 2 億円）未満

ウ 兼任する工事は 1 現場まで（営業所から現場までの移動が概ね 2 時間以内で可能な現場）

エ 下請次数は 3 以下

オ 工事現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置

カ 遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置

キ 兼任する工事現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置（土木一式工事及び建築一式工事の連絡員については、当該工事と同業種工事の 1 年以上の実務経験を有する者）

ク 人員配置を示す計画書の作成及び保存

② 専任の監理技術者等が不要な工事

（請負金額 4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）未満の工事）

(i) 営業所と兼任する工事現場が離れている場合

ア 当該営業所で契約を締結している

イ 請負金額は 1 億円（建築一式の場合は 2 億円）未満

- ウ 兼任する工事は1現場まで（営業所から現場までの移動が概ね2時間以内で可能な現場）
- エ 下請次数は3以下
- オ 工事現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置
- カ 遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置
- キ 兼任する工事現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置（土木一式工事及び建築一式工事の連絡員については、当該工事と同業種工事の1年以上の実務経験を有する者）
- ク 人員配置を示す計画書の作成及び保存

(ii) 営業所と兼任する工事現場が近接している場合（営業所も工事現場も八幡市内）

- ア 当該営業所で契約を締結している
- イ 営業所と兼任する工事現場との間で常時連絡が取れる体制

(5) 監理技術者等、営業所技術者及び現場代理人は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。

「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みがあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを言います。

「入札の申込みがあった日」とは、以下の日を言います。

- ・一般競争入札等 ＝ 入札参加申請日
- ・通常指名競争入札 ＝ 入札の執行日
- ・随意契約 ＝ 見積書の提出日

(6) (1)①、(4)①及び②(i)を適用する場合は、ア～エの事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くとともに、営業所でも保存してください。

ア 当該建設業者の名称及び所在地

イ 監理技術者等の氏名

ウ 監理技術者等の一日あたりの時間外労働の見込み及び労働時間実績

エ 建設工事に係る次の事項

(ア) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(イ) 当該建設工事の内容（建設工事の種類）

(ウ) 当該建設工事の請負代金の額

(エ) 工事現場間の移動時間

(オ) 下請次数

(カ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(キ) 施工体制を把握するための情報通信技術

(ク) 現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況

(7) 入札に当たって、必要となる技術者等が配置できない場合は、電子入札システムにより、辞退の処理をし、入札を辞退してください。(電子入札に紙で参加する場合は別途指示します。以下同じ。)

なお、必要な技術者等を配置していないことが明らかとなった場合には、建設業法の規定に基づく処分を受けるほか、八幡市の指名停止措置を受けることとなります。

2 入札に当たっての留意事項

- (1) 予定価格が事前公表されている入札では、予定価格を上回る入札は失格となります。入札回数は1回限りです。
- (2) 事前公表された予定価格以下で入札することができない場合は、電子入札システムにより、辞退の処理をしてください。
- (3) 入札する際は、入札価格を積算された工事費内訳書を電子入札システムにより提出してください。提出されない場合は、入札に参加できません。
- (4) 工事費内訳書等で不審な点を確認した場合は、入札を保留し、入札参加者全員の工事費内訳書等を調査したうえ、取扱いを別途連絡します。

3 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 工事費内訳書の様式は「任意」としていますが、金抜き設計書の本工事費内訳書等の項目に一致させて作成してください。ただし、表紙には、工事名、商号名を記載し、工事費内訳書の合計金額は、他に知られることがないようにしてください。
- (2) 工事費内訳書の合計金額は、予定価格以下で作成し、入力する入札金額に対応するよう作成してください。ただし、必ずしも一致する必要はありません。
- (3) 積算ソフトを利用される場合や積算を第三者に委託される場合でも、自社で調達可能な労務費、資材費等によって再積算を行ったうえで、内訳書を作成してください。

4 完成検査について

工事完成届を提出する際には、次の条件を満たしている必要があります。

- (1) 設計図書（追加、変更指示を含む。）に示される全ての工事が完成していること。
- (2) 契約書に基づく監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた資料の整備が全て完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

附 則

この事項は、平成 26 年 2 月 1 日より改訂する。

附 則

この事項は、平成 27 年 4 月 1 日より改訂する。

附 則

この事項は、平成 28 年 6 月 1 日より改訂する。

附 則

この事項は、令和 5 年 1 月 1 日より改訂する。

附 則

この事項は、令和 7 年 2 月 1 日より改訂する。